

公立大学法人京都市立芸術大学施設管理規程

(令和5年5月30日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）における秩序の維持を図るとともに、災害、事故及び盗難等の予防に努め、施設の保全と施設における業務の円滑かつ適正な執行を確保するため、施設の管理に関し、必要な事項を定める。ただし、法令及びこれらに基づく特別の定めがある場合はこの限りでない。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 施設 京都市立芸術大学（以下「本学」という。）の用に供する建物及び土地並びにこれに附随する工作物であつて、本学が管理するもの
- (2) 学生 本学の学生
- (3) 教職員等 法人の役員、教職員及び法人において業務等を行うことを認められている者
- (4) 所属長 学部長、研究科長、日本伝統音楽研究センター所長、芸術資源研究センター所長、学生部長、附属図書館長、芸術資料館長及びキャリアデザインセンター長
- (5) 施設の管理 次条第3項に規定する施設管理者が所掌する業務

(施設管理者等)

第3条 理事長は、総括管理者として施設の管理を総括する。

- 2 理事長は、適正に施設を管理するため、施設管理者を置き、事務局長をもってこれに充てる。
- 3 施設管理者は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 施設の防災及び防犯に関すること。
 - (2) 施設の適正な使用の確保に関すること。
 - (3) 電気、ガス及び給排水等の適正な使用に関すること。
 - (4) 施設の使用許可及び使用許可の取消しに関すること。
 - (5) 施設使用に伴う事故防止に関すること。
 - (6) その他施設を良好に維持するための保全及び修繕に関すること。
- 4 施設管理者は、その職務を補助させるため、施設を所管する部局等ごとに、補助者を任ずることができる。

5 施設管理者が休職、出張等の理由により、その職務を行うことができない場合は、施設を所管する部局等の所属長にその職務を行わせる。

(教職員等の協力)

第4条 教職員等は、秩序の維持及び施設の安全について、施設管理者及び補助者に協力しなければならない。

(施設の使用)

第5条 施設を使用する場合の手続は、京都市立芸術大学施設使用に関する規程及びその他の各規程に定めるところによる。ただし、施設管理者が日常的に使用を認めている場合は、この限りではない。

(許可を必要とする行為)

第6条 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、施設管理者が認めるものを除く。

- (1) 寄付金の募集、署名運動、保険の勧誘、物品の販売その他これらに類する行為
- (2) 営利目的の宣伝その他これに類する行為
- (3) 印刷物、掲示板、立札、立看板、旗、懸垂幕等を掲示し、又は結着する行為
- (4) テント、柵その他これらに類する物を設ける行為
- (5) 危険物その他これに類する物を持ち込む行為
- (6) 団体見学その他これに類する行為
- (7) 広告写真又は映画等の撮影その他これらに類する行為
- (8) 飲酒行為
- (9) その他前各号に準ずる行為

2 施設管理者は、前項の規定による許可について、学内の管理上必要な条件を付すことができる。

(施設の明渡し)

第7条 学生及び教職員等は、施設管理者が使用を認めている施設について、使用許可期間が終了したとき又は卒業、修了、退学、退職、プロジェクト研究の終了等により施設を使用する理由が消滅したときは、速やかにその施設を明け渡さなければならない。

2 学生及び教職員等は、使用面積又は諸室の配分並びに配置等の見直しが行われたとき、又は新增築、改修及び組織改編等により施設を移動したときは、移動前に使用していた施設を速やかに明け渡さなければならない。

3 前2項にかかわらず、施設管理者が特に必要と認める場合には、学生及び教職員等は、使用を認められている施設を速やかに明け渡さなければならない。

(拾得物の届出)

第8条 施設において、金銭又は物品を拾得した者はその金銭又は物品を施設管理者に届け出なければならない。

(盗難、破損等があった場合の措置)

第9条 学生及び教職員等は、施設において盗難又は盗難の疑いが発生したときは、直ちにその旨を施設管理者に報告しなければならない。

2 学生及び教職員等は、施設に破損、故障等があることを発見したときは、直ちにその旨を施設管理者に報告しなければならない。

(遵守事項)

第10条 学生及び教職員等並びに本学に来訪する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火気及び薬品の取扱いに注意すること。
- (2) 学内で飲酒する場合は、飲酒に起因する事故防止を徹底すること。
- (3) 施設内の物品を破損しないこと。
- (4) 使用後は整理整頓し、元の状態に復すること。
- (5) 故意又は過失によって施設を滅失し、若しくは破損したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (6) その他教職員等の指示に従うこと。

2 施設管理者は、秩序の維持及び施設の安全について、施設の使用法の是正等を指示しなければならない。ただし、重大な支障を及ぼす恐れがあると認めるときは、使用を取り消すことができる。

(禁止する行為)

第11条 施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学生及び教職員等への面会の強要
- (2) 示威又は喧騒にわたるような行為
- (3) 正当な理由なく、銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 施設管理者が指定する場所以外の場所での喫煙
- (5) 許可を受けない火気使用

- (6) 廃棄物を種類ごとに決められた所定の場所以外の場所又は所定の容器以外の容器に棄てること。
- (7) 施設管理者が指定する場所以外の場所での車両（道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）の運転、駐車又は放置
- (8) 座込み、練り歩き等により、正常な通行を妨げる行為及び正当な理由なく施設に滞留する行為
- (9) 施設を汚損又は、損壊し、本学の秩序を乱す恐れがある行為
- (10) 特定の宗教・教団等の布教及び活動
- (11) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動
- (12) その他施設の管理上支障のある行為

(施設への立入制限)

第12条 施設管理者は、管理上必要と認めた場合は、施設に立ち入ろうとする者に対して、立入りの目的、用務先その他必要な事項を質問し、又は補助者及び教職員等に質問させることができる。

2 施設管理者は、施設において前条各号のいずれかに該当する行為が行われる恐れがあると認められる場合は、施設への立入りを制限するとともに、これらの行為が行われた場合においては、直ちに中止を求め、退去を命ずることができる。

(交通規制)

第13条 施設で車両を使用する者は、京都市立芸術大学学内交通規制実施規程に定めるところにより、施設における交通の安全を図らなければならない。

(災害の防止)

第14条 学生、教職員等及びその他施設を使用する者は、京都市立芸術大学消防計画（以下「消防計画」という。）に定めるところにより、施設の災害防止に努めなければならない。

(災害発生時の活動)

第15条 火災その他の災害及び非常事態の発生の際における活動に関し必要な事項は、消防計画、公立大学法人京都市立芸術大学危機管理規程及びその他の規程等に定めるところによる。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、施設の管理に関する必要な事項は、理事長が別

に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。